

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	平成29年9月13日（水） 午後2時00分から4時30分
場 所	埼玉県県民健康センター 大会議室C
出席者数	14名
出席委員	東会長、秋谷委員、磯田委員、徳田委員、新井委員、齋藤委員、 棚橋委員、鳥居委員、沼野委員、張替委員、水野委員、中村委員、 春原委員、野々口委員
欠席委員	なし
諮問事項 その他	(1) 平成29年度埼玉県推奨図書の諮問について (2) 埼玉県青少年健全育成・支援プランについて ア 埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況について イ 次期「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」の策定について

1 開 会

2 あいさつ

中川県民生活部副部長

3 議事録署名委員の指名

磯田委員、鳥居委員

4 議事要旨

(1) 議事 (1) 平成29年度埼玉県推奨図書に関する諮問について

事務局及び優良図書選定委員会の堀山会長から、資料1に基づき説明をし、図書を閲覧した後、委員から次のとおり質疑等があった。

(事務局)

今後の予定は、審議会での推奨が決定した後、埼玉県推奨図書リーフレット50万部を作成し、県内全ての小学生、中学校や高校、市町村立の図書館、県内の書店に配布していく。また、彩の国だよりや青少年課のホームページにも掲載し、広報啓発活動にも努めていきたい。県内の書店にも読書週間に間に合うよう書店に並べていただくように依頼しているところである。

(東会長)

小学校高学年の最後に挙がっている N01529 の「神隠しの教室」、中学校の N01531 の「夜間中学へようこそ」が、同一人物の山本悦子さんの著書となっている。同じ著者が出てくるのは問題ないか。選定委員会において議論があったのであれば教えてほしい。

(事務局)

ご指摘のとおり、山本悦子さんの書いた本が2冊選定されている。選定にあたって委員会での申し合わせ事項はあるが、特に出版社が重複している、著者が重複しているものについての規定はない。今回は、2作品が非常に良かったということでの選定である。過去には、年度は異なるが同じ著者が複数回選定されている例もある。

(沼野委員)

推奨図書の県民からの申出状況の年度別のデータを見ると、特に乳幼児、小学校低学年の件数が28年度より29年度に少なくなった理由は、

(春原委員)

多くの中からいろいろな本を選定している。50万部配布すると説明があったが、一方的に配布し、その評価の還元はどうしているのか。

優良図書を選定を6段階に分けてそれぞれ5冊ずつ選んでいる。高校3年生の進路指導支援の経験から、高校生はほとんど新聞や本を読まない状況にある。一番本を読んでいる年代は、小学校低学年から高学年と考える。推奨図書が高校生には読まれていないというのが実態であると考ええる。

埼玉県青少年健全育成条例の第10条では、優良な図書等、映画及び演劇の推奨としており、費用の問題もあるが演劇等を推奨するなど今後違う考え方を取り入れてもよいのではないか。

毎年各学年とも一律5冊の配布は変えてもよいのではないか。また、5冊は何年くらい続いているのか。違う考え方を検討してもよいのではないかと思う。

(事務局)

年度によって部門により偏りあることについては、推薦にあたり二通りの方法があり、出版社が推薦してくるものと、県民の方が推薦してくるものがある。そのエントリーの際にどの部門に推薦するか申し出をしてもらうため、年度によって数にばらつきが生じてくる。

(東会長)

28年度から特に乳幼児と小学校の低中学年は、県民からの推薦が激減しているという部分であると思うが、年度より減っている理由は何か。

(事務局)

明確な減少の理由は把握していないが、県としても広報活動に力を入れる必要があったものと考えている。次年度以降、課題として捉えて解決できるよう努力していきたい。

(事務局)

リーフレット50万部配布した後の還元の状況であるが、リーフレット送付の際には案内文と一緒に学校図書館への配架の協力依頼をしている。併せて、過去に推奨された図書が学校にどのくらい配架されているのかの調査を行っている。29年度も昨年度推奨した図書が今学校にどのくらいあるのかの調査を行う。

先ほど、高校生があまり読書をしないという実態があるのではないかとの御意見があった。埼玉県推奨図書については、高等学校での配架の率が一番高く、昨年度高校生向けに5冊推奨しているが、5冊の平均の配架率が学校数に対して83%と非常に高い率となっている。中学校ではその率が55%、小学校では22.2%という状況である。残念ながら、乳幼児向けの配架率が低く、昨

年度から幼稚園、保育園への配架依頼に力をいれている。今年度の結果については改めて報告させていただく。

図書の推奨について、条例に基づいて優良なものを推奨することとなっており、推奨図書の選定は、青少年課の大きな事業の一つとして取り組んでいる。映画や演劇の推奨については、県民の方等から推薦があった場合については、青少年健全育成条例に基づき、この審議会において審議いただき推奨していくこととなる。過去5年ほど映画、演劇の推奨の申し出は挙がっていないが、過去に推奨した経緯はある。推奨図書であるが、昭和59年から続く長い歴史があるが、今回30冊すべてが優良図書として推奨されることとなると延べ1,539冊となる。区分については、発達段階を踏まえて分けており、来年度以降もこの6部門となるかと思う。

(春原委員)

配架率の分子と分母は何か。

(事務局)

高等学校については、公立、私立全ての高等学校に調査をお願いしている。平成28年度に27年度推奨図書がどのくらいあるかについて調査しているが、調査依頼数が196校、それに対して88校から回答があり回答率は44.9%であった。一冊一冊が配架されているかについて回答をもらっている。その配架率の平均は83.4%であった。

(春原委員)

一律に配布されたものに対する内容の現場の声の吸い上げをどのようにしているのか。44.9%の回答があったとの説明であるが、推奨図書として配架された本の内容をどのように還元しているか。そうでないと推奨図書として推奨するだけおしまいとなるため、評価の還元の検討をお願いしたい。

(事務局)

実際に手に取った子供たちの反応を見たりということとなると考えるが、そのような取組を行っていないため、来年以降の課題とさせていただきたい。

(磯田委員)

興味深い本ばかりで読んでみたいと思ったが、指標が1から11までである中で、特に国際理解に関心を持ってみている。国際感覚を養い、国際理解に役立つものというところで、西洋のものに偏っているという気がしてならない。アメリカやイギリス、例えば「ぼくのいいところ」、「とびきりおいしいデザート」などは、人種の問題やいろいろな顔が写っているが、国際理解といったときに幅が狭く、アジアやアフリカなどといったところのものが少ないと思えた。そ

うした議論があったのかについて伺いたい。

また、認定基準の7番目の郷土愛の視点についても若干少ないと考える。日本を愛するや日本の良さが出ている図書が推奨されるということについての議論はあったのか。

(事務局)

資料1-3の認定基準の(8)と(7)についての御意見であるが、国際感覚を養い、国際理解に役立つものということで、今回は西洋に関する図書が選定されているが、過去には御指摘のとおりアジアやアフリカの話の本も推奨されている。今年度は、そうした本が少なかったと御理解いただきたい。

郷土を愛し、郷土の良さを認識するのに役立つ図書であるが、毎年、この基準に合う本の申し出が少なく現状の課題である。出版社、書店に対して優良な図書があれば是非推薦をいただきたい旨依頼をしているが、その際に(7)に該当する本が、毎年少ないので御協力をお願いしている。今年度についても少ない状況であったことということで御理解いただきたい。

(東会長)

他に意見がなければ、今回諮問を受けた図書についてすべて推奨すべきものとして知事に答申してよいか。

(全委員)

異議なし

(2) 議事(2) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの取組状況について

ア 「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」の進捗状況について

イ 次期「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」の策定について

事務局から資料2に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(東会長)

指標については、前回一番気になった部分であり、1つだけ達成目標を掲げるのは無理があると考えますが、今回それぞれの指標に対して3つずつ目標を掲げたことについては、バランスがとれていてよいと思う。ただ、基本目標Ⅰについての指標3「県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合」について、データの取り方を教えてほしい。県内の大学出身で県外に就職する人も相当数おり、逆に県外の大学出身で埼玉県内に就職する人も相当数いる。埼玉県の青少年健全育成・支援プランとして何が妥当であるのか。

(事務局)

文部科学省の学校基本調査の数値である。学校基本調査は学校に対しての調

査であり、大学ごとの就職状況を調査しているため県内への就職かは不明である。このため、県内大学の数値ということになる。

指標の数値を県として独自に調査することは難しいため、既にある調査の数値を利用したい。若者の不安定雇用を減らしたいというところである。

(東会長)

この数値でよいかどうかについては、なかなかいいデータがない。学校は基本調査についてもどう答えていいか難しい点もある。データの取り方はわかった。ただし、県民コメントにおいて、県民が県外に就職した場合、県外から埼玉県に就職した場合はどのようになっているかは当然気になる場所であり、何かいい指標、数字があれば置き換えた方がよいとも考えるが、現状はやむを得ない。

(中村委員)

子供という字の「供」という字に漢字が使われていることについて、「供」についてはお供え物のイメージがあるため市では、ひらがなを使用することで統一している。例えば、県民コメント案2ページの2の位置付けの(2)で、子ども・若者育成支援推進法もひらがなを使用しているが、あえて県が計画をつくると漢字に直しているという状況がある。県民コメント案の54ページの用語の解説では埼玉県の事業でもひらがなを使用しているものもあり、対外的なものではひらがな、公文書は漢字としているのか。プランは、県民の方々が見るものであるため、本来であればひらがなの方がいいのではと考える。県として統一されている理由があれば教えてほしい。

(事務局)

子供の「供」は、県では漢字で表記することとしている。

(中村委員)

国がひらがなで作っているものを県がわざわざ漢字に直すことについて聞きたい。ひらがなでなく、漢字に統一した理由は。

(事務局)

県では、公文書に用いる漢字は、常用漢字表によるものとしていることから、漢字を使うこととした。国や市町村の考え方もあると思うが、県の文書表記は漢字で統一しているため、御理解をいただきたい。

(春原委員)

資料2-3の埼玉県青少年健全育成・支援プラン指標一覧のうち、基本目標

Ⅱの6「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率」で、現状38.4%、平成33年で60%にするという目標であるが、この目標値の根拠が「一般家庭の中学3年生の通塾率が約6割であることを踏まえ目標値を設定」と書かれている。現実には、まず27年8月から生活保護の家庭に対して最大で10%支給の減額があり、その影響を受けている家庭が非常に多いという実態がある。また、貧困率であるが、シングルマザーが圧倒的に多いが、2年前の統計でシングルマザーの平均年収が223万円である。シングルファザーが380万円、それに対して平均の世帯の収入が658万円であり、この世帯の通塾率が38.4%である。658万円の3分の1にも満たない生活保護世帯のシングルマザーの子供が33年度に60%となるのか。指標が全然理解されていないのではないかと思う。

また、埼玉県は自治体で学習支援を実施しているといっているが、全国では45%の都道府県が学習支援はしないと明言している。そうした中、埼玉県がどこまでできるのかという懸念があり、そうした中、この目標には無理があるのではないかと考える。

(事務局)

埼玉県が全国に先駆けて生活保護世帯の学習支援として力をいれて実施している。今は県は町村部を、市は独自で実施している。ボランティアを活用し、費用も工夫しながら施設もいろいろなところを利用しながら、県費支出も最小限に抑えて実施している事業である。

ただし、38.4%しか利用率がないことから、生活保護のケースワーカーも御案内するなど、御理解をいただき利用いただいている。利用率を60%に持っていくのが目標である。

また、支援内容も工夫しながら、参加率を高めたいと考えており、一般の家庭と同じ通塾率というのはかなり難しいと考えるがこの率を上げるということである。

青少年課としても福祉で行っている学習支援の参加に協力するなど取り組んでいきたい。

(春原委員)

高校3年生を見ていると食べられない子供がものすごく多い。朝も食べていない。昼はお金がなくて持って来られない。みんなが食べているときは教室内又は校庭などで我慢している。見かねた先生がおにぎりをくれるという状況はまれではなく、結構あること。もちろん学習も必要であるが、食べられない子供たちの支援というのは、今県ではボランティア等に頼らざるを得ないが多くはない。県としてはどう考えているのか。

(事務局)

食事への支援ということで、一番代表的なものでは子供食堂のような取組への支援ということになる。福祉部で直近の数を調べたところ70くらいあるとのこと。直接的に県の事業として子供食堂を行うのは難しいが、子供食堂のような取組をしている団体のネットワーク化などを貧困対策の一つとして取り組んでいく動きがでてきている。子供の貧困については、青少年課も関係課のメンバーになって県庁一丸となって実施していくこととしている。県は間接的な支援となってしまいが、積極的に踏み込んでいくような動きをしている。

(春原委員)

生活保護者が埼玉県はものすごく多く、ものすごい勢いで増えている。

最新の数字は出ていないが、今発表されている14年度で1年間に9.6万人増えているという数字が出ている。高齢者が一番多く42%、問題は働ける現役世代を含むその他の世帯で、リーマンショック時は12%が現在21%となっている。多分この数字がもっと増えているのではないかと思う。この辺は、どのように考えて対処していくのか。

(事務局)

生活保護は、高齢者の世帯で増えているが、その他の世帯で想定されるのは、いろいろな問題を抱えて、意欲の問題も含めて仕事ができる状況にない若年でひきこもりの方など事情を抱えながら自立に向かえないような方に対して、課題ごとに各部局が取り組んでいる。教育局や当課でも非行少年が自立できるような対策を行っている。

特に子供については新しい5か年計画でも重点推進課題で、貧困、格差の解消に力を入れていく。貧困の連鎖を生まないような自立支援を教育や産業労働政策等を含めて、取り組んでいく。現在景気の状態も上向き、就職も人手不足という状況もあり、問題を抱えた方も就職に結びつけることができるような後押しができればと考えている。

(春原委員)

求人倍率が今一番高いといっているが、高い業種が平均値を引き上げている。例えば運輸の求人倍率は8%、土木・建築も9%あり全体を引き上げている。事務職は0.4%で、実質的な賃金は増えていない状況がある。そうした問題もあるため、きめ細かい対策を期待する。

(鳥居委員)

生活保護者の就労の例としては、50歳を超えて老老介護をしながら運転手をされている方がいる。50歳で雇用して65歳まで働いていただける。

仕事の内容は、運転免許を持っていて学校給食の搬送を行っていただくが、お昼も付いていて、定期的に8時から4時まで働けて、夏休み、冬休み、春休みがある。

また、逆に若い方で自分の趣味の為に休みがほしいという方もおり、11か月しか運行ができないため、年収を12か月で割った金額を1か月分として支払い、健康保険料等も徴取する等している。企業がどのように実施しているかを理解いただきたい。

運転業務の現状としては、運転手が不足している。長距離の運転手が法律により残業80時間限度となっているが、運送途中で業務を終了できない現状もあり、過重労働と言われる部分もある。ブラック企業と言われるが、企業としては努力して管理をしている。長距離を走る場合休憩時間をきちんととることも実施している。

生活保護を受けている方々は、働けるかどうかの周りの環境の問題であると考えられる。働かないから生活保護を受けているのではなく、よく考えればその方の背景に老老介護があるなど何で働けないのかの個々の事情を把握し、生活保護者を少なくしていかなければならない。

また、県内の大学の就職の問題であるが、誰もがいい就職先を考えている。

自分自身が就職したいと考える企業が、大企業であれ、中小企業であれ、自分が何を仕事としたいかから考えれば良いのではないかと思う。当社には東大や慶應出身の運転手もおり、就職先として選んだ理由は、ひとりで働きたい、管理をされたくないということ。しかし、現実には管理をしており、何処を走っているのかは把握しているわけで、実際に他者と話をしたくないという理由であると思う。幅広い中での青少年の育成の中で、コミュニケーションが重要と考える。バーチャルではなく、対人と話をしていくということを教育していくことを実施してほしいと思う。

(東会長)

整理をしておきたい。青少年の健全育成ということで、当然生活保護も就労も関係してくるわけであるが、年齢として主なターゲットは24歳くらいまで、ニート、ひきこもりが39歳までが支援の対象として見られていることから、これまでの議論で、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」県民コメント案の39ページの若年無業者の対策であるが、産業労働部と保健医療部で関わっている部分で、ここを強調して考えておけばよいのではないかと思う。

春原委員の御意見もあったが、基本目標Ⅱの6の目標値の根拠であるが、一般家庭の中学3年生の通学率を根拠とすることはどうか、誤解される可能性もあるのではないかと思う。むしろ生活保護世帯をどのくらい減らすのかという数値に合わせるという考え方もあるのではないか。

(事務局)

この目標であるが、県の総合計画の重点推進課題の指標であり、議会の審議を経て目標値が設定されているものである。福祉で行っている学習支援は、埼玉県が先駆けて実施しているもので、全庁的に連携して力を入れていくということである。目指すべきは60%ということで、工夫をしながら進めていくということだ。

塾に通っている子供が60%なので、子供の将来を考えると収入に関係なく勉強する機会を同じに与えてあげたいということである。学習支援をしているNPOなどの支援が受けられるようにすることで貧困の連鎖を断ち切るという考えである。

(齋藤委員)

基本目標Ⅲのスマートフォンの関係であるが、指標の説明において埼玉県ネットアドバイザーの実施する啓発講座の参加者のアンケートにおいてとあったが、私も先進的に4年間かけて熊谷市において教育長とも啓発を実施してきたが、それでも現状値はここまで上がっていないと思う。指標としているものが小中の全家庭に対してスマートフォンを持たせているか持たせていないか、持たせているうちでルールを決めているか数値を取っているため、講座に出て来られる方は意識の高い方なので、この数値でいいのかを教えてほしい。

(事務局)

前回の審議会においても議論となったところであるが、ネットアドバイザーの啓発講座を中学校の入学時の説明会、学校公開日など、なるべく多く保護者が出席される機会を捉えて実施している。このため数値も1万人くらいの方からいただいているものである。

(東会長)

案としてはこれで決定となるが、この後県民からのパブリックコメントを経て決定となる。県民コメント案は以上のとおりでよいということで御異議はないか。

(全委員)

異議なし